

「奈具社伝承」を通じて

〈発表・討議〉その総括

(一)

三様の方法論のうち発生論、様式論は古代文学会のセミナー・シリーズを通じて作られてきたものであり、制度論は作られつつあるものだ。配された発表者の研究歴も又それを示す。堅実な近藤信義、野田浩子の発表に対し、気鋭の齊藤英喜のそれは多くの議論をひきおこした。後述のとおり制度論は一種の熱氣をもって論じられた。便宜的に古代文学会を構成する世代を三つに分けるとすれば、今回のセミナーに参加した中の世代と下の世代には、既成の方法論を乗り超えようとする意欲と新しい方法論に対する懷疑が、それぞれ形こそ違え、共通して存していたといえよう。制度論の論議に比較的多くの時間がさかれたのは、右のことが集約的に制度論にあらわれた故である。

三方法論を見通すかたちで古橋信孝から提出された「古代とは何か」という疑問は、制度論への根本的な懷疑から発せられたものであり、当該の奈具社伝承が中世的要素を含むといった点にとどまらず、発表の全体にかかるものと受けとめる必要があろう。すなわち、「共同性」という言葉を古橋が提出し、その一方で齊藤が「表現の恣意性」の問題を考察したのは、古代文学研究にとって新しい視点が開示されつつあると言つてよい。とはいへ、発生論や様式論

は既に古いといった「風俗的」な認識は誤りである。「共同性」の問題にしても様式論、発生論の中から生れたものであり、例えば様式とは何かについても、森朝男と野田の間で意見が分かれるようになりますが、充分議論がつくされたとは言いがたいからである。

(二)

近藤信義の発生論の立場からの報告からは(1)何故天人女房なのか
(2)地方神話の問題(3)家と共同体の問題が論議された。

近藤は発表の補足として、「何故白鳥を神と幻想するのでなく天つ乙女なのかだけが問題」と述べ三浦佑之、福田晃、山下欣一らが指摘する奄美の説話や後世の天人女房譚と同様なものが、風土記に登場することを問題にする。固有な発想ではなく、起源譚の上に天人女房のはなしがかぶさったと指摘する。関連して高橋六二の穀靈神との関係を問う質問には本来は別々であろうと答えた。(2)では近藤は土着の神そのものの由来譚と、天孫系の神々とかかわりをもつかたちで語られる話があり、奈具社伝承は天つ乙女が降りて来てさらうという点で特殊であると言う。原型である由来譚に羽衣譚がかぶさることにより神話的説話的に語る方法が発生したと考えている。それが宮廷神話の方法をおかさないかたちで地方神話として発生したという。丸山隆司から村落共同体の話が一度国家神話のレベルで方法化された後に出てきたのか、過程そのものの中から生まれたのかという質問が出た。近藤は不明故に制度としての地方神話なのかと考えている。(3)の問題として齊藤から地上の神として鎮座するのも、天に帰るのも神話構造としては同じであり、地上の問題が強くているという見解が述べられた。古橋は発生論から言えば前半部は家の問題であり、致富譚であるのはその故であるという。さら

に對幻想の問題が共同幻想の問題として表現にあらわれるのが古代であり、共同幻想が上昇して国家的に整理されたとき個別的に家がはじき出され、始祖譚が実態とむすびつく。そこに家が富むという中世の申し子譚に代表される話のように中世的改変を受けていると発生論的におさえる。それでありながら最終的に共同体の繁栄へ向う様式に支えられており、両者が混在するところに、この伝承の位置がさぐれるといふ。呉哲男から富といふのは共同体の中に都市性がかかるられ、富は共同性を逆にはじき出すという意見が提出され、富と家とはこの伝承のポイントであることが明らかにされた。古橋はこの点から地方中世神話という呼称を提示した。

(III)

野田浩子の様式論の立場からの報告を受けての討議では(1)様式の問題がまずあげられる。散文の地名起源、英雄のいくさがたり、あわせな女のさすらい、致富譚の様式が混在するところに宮廷神話とは異なる地方神話としての特色があるという野田の補足に対し、降臨に失敗した神が放浪道行をすると大きく様式をとらえるべきではないかという森の批判が提出された。野田は細かく様式を取り出すことに疑念を抱きながら、單なる型ではなく、それを生み出すものを含むものとして様式を考える必要があるとする。話が一人歩きした時にはじめて様式が問題となると森は主張する。野田は後の話が前の話をかかえこめるのは前の話が地名起源譚だからであり、そこまで含み込んで道行という様式だと考える必要があるとする。古橋は様式論は結局型だけが取り出されるのだが、表現を支えるものが様式であり、その型によつて個別的な表現が支えられ、個別的具体的な表現を保証している制度と表現の具体的な在り方を含んで様式

論の可能性がさぐれないかといふ。丸山は個別性と型の間の往復運動をいう。挽歌では悼まなくてはいけないことが様式的にあると野田、古橋はいう。様式を借りるという森の発言に対し古橋は言語表現はそうした在り方はないと批判した。様式の問題と関連して(2)表現の個別生の問題が登場していく。斎藤は様式がある故に様々な恣意的な表現が可能になる、それは制度論の立場から言えば、制度によって保証されるから可能なのだと語った。神譚を方法化したのが様式ではあるが神譚そのものも様式と考えられないかという(3)様式と方法化の問題が野田から出された。森は個々の作品が各時代のとらえかえしによつて再生していく点が重要であるとする。

(IV)

制度論の立場からの斎藤の報告には多くの議論が集中した。呉や古代土曜会で制度は問題にしても制度論。という立場からの発表は本セミナーの三本がはじめてであろう。斎藤自身も補足で述べたとおり発表の前半の具体的な表現をおさえた作品論と後半の制度論との懸隔をどのように埋めてゆくかというのは、高野正美、古橋の前半の作品論への評価と後半への批判をまつまでもなく(1)表現論と制度論の問題として提出できよう。斎藤は旧来的な発想を相対化することにより、新たな表現史、文学史を再構築する迂回路として制度論を一度は経過する必要のあることを主張する。旧来の発想とは人間的とか個人とか自我の深まりとか近代的な人間主義への無批判のおちいりをさす。それをいかに相対化するかというのが制度論の発想である。古橋からも制度論は、表現というレベルで文学の問題となり得ず、単に観念構造をおさえるだけでは文学研究にならないという批判がなされた。制度をあえてもってこなくとも相対化できるのではな

いかという批判も又古橋からなされた。制度論のアキレス腱とも呼べるような問題は、齊藤の主張する表現の恣意性の問題として、解決できるであろうか。齊藤は信疑問答にふれて、かけあいという様式に保証されて個別的な会話表現が可能な限りあり、神話構造に還元できない作品の一回性を保証しているという。表現の質の違いを制度論が出せるかについては齊藤もジレンマがあることを表明している。多田一臣から竹取物語との比較という形で、丸山からは共同幻想の変質の問題として、村井紀からも時間の問題の欠落として制度論と表現史の関係が問われた。齊藤は制度論では歴史の変化は出てこない、歴史を変えてゆく力というものは出てこないと答えた。三浦からの質問の従来の作品論、文学史を、相対化というのは研究者個体の心情を排するのかに対しても、齊藤は単純な科学主義におちいらず、研究者個体の心情を相対化したときに発生論様式論が出てくる、制度論というのは革命とか個人の主体とか歴史とかを放棄した時に出てくるという側面があり、又それを断念しえないという矛盾もあると答えた。ここには(3)制度と研究者の主体の問題が存在する。又それは吳が述べたように制度論が近代主義をうつことの意味をも併せもつ。研究者の感性も何かにより規制されているのではなく、常に作品との往復運動の中で、自己の相対化作業が行われそれが学問であるという。吳からは具体的に何故、律令条文と対応させるのかという問い合わせがあった。齊藤は、風土記の表現が律令国家を経た上での表現だからであり、地方神話といつても、地方というものは中央によって見いだされた地方だからだという。一つ一つの言語の価値づがけ変わるものもあるという。

セミナー委員からの「強いられた」制度論として的一面はあったにしろ、今回のセミナーを通じて、それが吉本隆明以降の問題であるという点に於いて古橋、齊藤は認識を一にする。吉本に対してどこで批判ができるのか。吉本は主体性論、自我主義なのだという批判はあたらぬが、吉本の中には自己というものが明らかにある、それに対する疑惑があることを齊藤は表明する。古橋は増田茂恭の質問に答える形で、様式という概念を従来の研究の中で個別的にでも持っていたものを簡単に制度と言い換えられない、制度というのは思想性をもつので、様式とは違った問題を具体的に提出してほしいという。すなわち、発生論、様式論に対して制度論が定着し市民権を得られるのはこの一点にかかわっていると言つてよい。

(五)

長時間にわたる討論は上記の点につきのではなく、さらに複雑・多岐に及んだ。その全てについて紹介し得るのは残念ではあるが、今は参加者個々の問題として更にすすんだ解決がなされたであらうこと期待して割愛する。三つの方法論は、前述のとおり新旧の問題なのではなく、そのそれぞれが、いかに独自の問題を提出し解決しうるかに存在意義がかかっている。又相互に排他的、孤立的なものでないことは言を俟たない。

古代文学研究に新しい風が立ち始めた。

(清水章雄)